

日本科学者会議東京支部幹事会声明

「共謀罪」法案の衆議院法務委員会での強行採決に怒りを込めて抗議し、撤回を求める

2017年5月22日

日本科学者会議東京支部幹事会

「共謀罪」法案は、19日午後の衆議院法務委員会で、自民党・公明党・維新の党の賛成多数で可決された。23日の衆議院本会議で可決し、参議院に送付する構えである。

「心縛る法律はいらない」「表現・思想の自由を抑圧するな」「権力による恣意的解釈が可能な危険な法律」「戦前の治安維持法の再現、国民の口をふさいで、戦争に向かうための法律」「環境問題はじめ住民の意見表明が怖くてできなくなる」、等々の国民の不安や疑念を封じての強行突破であった。

私たちはこのような無謀な蛮行に怒りをもって抗議する。

国家権力が「共謀罪」を活用して国民生活全体を監視し、捜査当局の都合次第で国民一人ひとりの内心にまで侵入し、罪をでっちあげて懲罰し、国民の口を封じて戦争のできる体制をつくりあげようとする意図がますます明白になってきた。政府答弁では、捜査において手段は選ばないとし、すでに令状なしでGPS(全地球測位システム)を利用した捜査がなされている。固定・携帯電話の盗聴はもちろん、SNS(=ソーシャル・ネットワーキング・サービス)も監視の対象としている。「一般の人でも監視対象にならないことはない」「普通の団体でも性質が変わったと捜査当局が判断すれば組織的犯罪組織と認定される可能性はある」としている。

国連プライバシー権に関する特別報告者ジョセフ・ケナタッチ氏は、「共謀罪」法案に対する強い疑念を示す書簡(5月18日付)を安倍首相宛に送付した。書簡の一部概要は以下のとおりである。

「組織的犯罪集団」の定義は漠然としておりテロ組織に限定されていない。組織犯罪やテロリズムとはまったく関連性のない犯罪が新法の適用対象とされている。「計画」の具体的な定義の説明は十分でなく、「準備行為」はあまりにも曖昧な概念である。起訴に先立ち被起訴者に対する監視の強化が予測されるが、現状では、プライバシーに関する権利や国民の自由の行使に重大な悪影響をおよぼすという深刻な懸念が生じる。「共謀罪」法案は抽象的で、主観的概念による極めて広い解釈が可能であり、法的明確性の原則に適合しない。法案成立を急ぐあまり、人権に重大な悪影響をおよぼす可能性についての広範な国民的議論を不当に制限している。

ケナタッチ氏は書簡の末尾で、「人権理事会から与えられた権限のもと、私は担当事件の全てについて事実を解明する職責を有している」として、この書簡が公開されること、書簡に記された私の疑念および質問に答えてほしいこと、国際法秩序と適合するように日本の審議中の法案および他の既存の法律の改善のために専門知識と助言を提供する用意があること、などを記している。

私たち学術に従事する者にとって、もっとも大切な事柄の一つは内心の自由への希求である。それは、広く創造的な仕事にたずさわる人々にとって、そしてそればかりでなく、自らの人生を愛し、生き、考えるすべての人々にとって同様のことである。私たちはこれまでに再三にわたって、とくに、内心の自由とそれにもとづく学問の自由とを敵視する「共謀罪」の不備・危険性を指摘し、その撤回を求めて国民的共通を強めてきた。ここにあらためて、安倍内閣がケナタッチ氏書簡に示された国際的視点と常識に答えるとともに、「共謀罪」を撤回することを強く求めるものである。